

2013年度

法人税法

テキスト

SAMPLE

はじめに

1. 法人税法の出題内容

税理士試験における法人税法は、試験時間は2時間であり、配点は理論問題・計算問題ともに50点の合計100点の問題が出題される。

理論問題は、「〇〇の規定について述べなさい。」という問題、または「当社は〇〇したが、法人税(法)上どのように取り扱われるか。」という事例形式の問題が出題される。ここ最近では、個別理論の問題でも応用理論の問題でも事例形式で出題されるのがほとんどである。

計算問題は、法人税額まで計算させる総合問題1題というパターンがほとんどであるが、過去には総合問題2題という出題や会計処理を行った上で法人税額を計算させるという出題もあり、ここ最近では総合問題1題の実務を意識した問題が出題されている。

2. 本試験対策

理論問題に対する解答は、基本的には「暗記してきた個別理論を書く。」という作業になる。応用理論についてはさほど難解なものではなく、個別理論を数題つなげて解答するという形となる。しかし、事例形式の問題は、単に個別理論を暗記しただけでは対応できない場合もあるため、個別理論の内容(つまり、条文の規定の内容)をきちんと理解することが重要である。

計算問題については、「手も足も出ない」部分と「誰でも解ける」部分とに真二つに分かれるのが常であり、「誰でも解ける」部分を確実に解答できるかが合否の分れ目となる。

3. 法人税法は難しくない!

以上のことから、法人税法合格条件は、

- (1) 個別理論の理解を伴った暗記
- (2) 計算は基本をひたすら大切に、ケアレスミスをしない
- (3) 講義中は講師と共に考え、タックス・マインドを養う

という3点である。

これらを守れば、働きながら1年で十分合格する科目である。「試験に出ない項目」や「出題された場合には、学校で習った知識では解けない項目」まで手を出すから「法人税法はボリュームが多い。」「難しい。」と嘆く結果になってしまう。この様な学習法は厳に避けよう。

基本を大切にしておいて合格を目指しましょう!

法人税法スタッフ一同

目 次

1 法人税の概要	6-5 リース取引
1-1 法人税の概要	6-6 消費税
1-2 各事業年度の所得の金額	6-7 退職給付会計に係る調整
1-3 法人税額の計算	7 貸倒損失
1-4 留保と社外流出	7-1 貸倒損失
2 受取配当等	8 圧縮記帳等
2-1 受取配当等の益金不算入額	8-1 圧縮記帳の概要
2-2 外国子会社から受ける配当等の益金不算入額	8-2 国庫補助金等の圧縮記帳
2-3 みなし配当	8-3 保険差益の圧縮記帳
3 損益の帰属時期の特例	8-4 交換の圧縮記帳
3-1 長期割賦販売等	8-5 収用等の圧縮記帳
3-2 長期工事の請負	8-6 収用等の所得の特別控除
3-3 新株予約権を対価とする費用	8-7 特定資産の買換えの圧縮記帳
4 資産	8-8 特定資産の交換の圧縮記帳
4-1 資産の評価損益	8-9 先行取得土地等の圧縮記帳
4-2 有価証券	9 引当金・準備金
4-3 減価償却	9-1 貸倒引当金
4-4 繰延資産	9-2 返品調整引当金
4-5 外貨建資産等	9-3 特別償却準備金
4-6 デリバティブ取引	10 自己株式
4-7 短期売買商品	10-1 自己株式
5 特別償却	11 借地権
5-1 初年度特別償却	11-1 借地権
5-2 割増償却	12 繰越欠損金
6 営業経費等	12-1 青色欠損金の繰越控除
6-1 役員の範囲及び給与	12-2 災害損失欠損金額の繰越控除
6-2 寄附金の損金不算入額	12-3 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入
6-3 租税公課	12-4 欠損金の繰戻しによる還付
6-4 交際費等の損金不算入額	

13 その他の海外取引	18 確定決算型
13-1 移転価格税制	18-1 確定決算型
13-2 過少資本税制	19 税効果会計
13-3 タックス・ヘイブン税制	19-1 税効果会計に係る調整
14 法人税額の特別控除	20 企業組織再編成
14-1 試験研究費の特別控除	20-1 企業組織再編成の概要
14-2 その他の特別控除	20-2 合併・分割・現物出資
15 特別税額	20-3 株式交換・株式移転
15-1 特定同族会社の特別税率	21 グループ法人税制
15-2 使途秘匿金の支出	21-1 グループ法人税制
16 税額控除	22 連結納税制度
16-1 所得税額控除	22-1 連結納税制度
16-2 外国税額控除	23 信託税制
17 別表五（一）・別表五（二）	23-1 信託税制
17-1 別表五（一）	
17-2 別表五（二）	

 部分は基礎期テキスト1の内容です。

年間スケジュール表

回数	実施日		内 容
基礎期テキスト1			
1		1-1	法人税の概要
		1-2	各事業年度の所得の金額
2		1-3	法人税額の計算
		6-4	交際費等の損金不算入額①
3		6-2	寄附金の損金不算入額①
4		4-3	減価償却①
5		2-1	受取配当等の益金不算入額①
		1-4	留保と社外流出
6		6-3	租税公課①
7		4-3	減価償却②
		16-1	所得税額控除
		基礎期 第1回	月例確認テスト
基礎期テキスト2			
8		2-1	受取配当等の益金不算入額②
9		8-1	圧縮記帳の概要
		8-2	国庫補助金等の圧縮記帳①
10		8-3	保険差益の圧縮記帳①
11		9-1	貸倒引当金①
12		4-3	減価償却③
13		4-3	減価償却④
		16-2	外国税額控除①
		基礎期 第2回	月例確認テスト

回数	実施日		内 容
基礎期テキスト3			
14		14-1	試験研究費の特別控除①
15		14-1	試験研究費の特別控除②
16		4-4	繰延資産
17		15-1	特定同族会社の特別税率
18		6-4	交際費等の損金不算入額②
19		8-7	特定資産の買換えの圧縮記帳①
20		6-2	寄附金の損金不算入額②
		15-2	使途秘匿金の支出
		基礎期第3回	月例確認テスト
基礎期テキスト4			
21		8-4	交換の圧縮記帳
22		8-5	収用等の圧縮記帳①
		8-6	収用等の所得の特別控除①
23		6-1	役員の種類及び給与①
24		6-1	役員の種類及び給与②
25		6-1	役員の種類及び給与③
		6-3	租税公課②
26		4-2	有価証券①
		基礎期第4回	月例確認テスト

(注) 年間予定表は、予告なしに変わることがあります。

回数	実施日		内 容
応用期テキスト1			
1		2-1	受取配当等の益金不算入額③
		2-2	外国子会社から受ける配当等の益金不算入額
2		5-1	初年度特別償却
		14-2	その他の特別控除
3		5-2	割増償却
		9-3	特別償却準備金
4		17-1	別表五（一）
5		17-2	別表五（二）
		19-1	税効果会計に係る調整
6		4-3	減価償却⑤
7		4-3	減価償却⑥
		16-2	外国税額控除②
		応用期第1回	月例確認テスト
応用期テキスト2			
8		7-1	貸倒損失
		9-1	貸倒引当金②
9		9-1	貸倒引当金③
		4-5	外貨建資産等
10		4-6	デリバティブ取引
		6-6	消費税
11		6-5	リース取引
		11-1	借地権
12		4-2	有価証券②
		2-3	みなし配当①
13		2-3	みなし配当②
		応用期第2回	月例確認テスト

回数	実施日		内 容
応用期テキスト3			
14		9-2	返品調整引当金
		4-7	短期売買商品
15		10-1	自己株式
		4-1	資産の評価損益
16		12-1	青色欠損金の繰越控除
		12-2	災害損失欠損金額の繰越控除
		12-3	会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入
		12-4	欠損金の繰戻しによる還付
17		3-1	長期割賦販売等
		3-2	長期工事の請負
		3-3	新株予約権を対価とする費用
18		13-1	移転価格税制
		18-1	確定決算型
19		8-2~7	圧縮記帳等②
20		8-8	特定資産の交換の圧縮記帳
		8-9	先行取得土地等の圧縮記帳
		応用期第3回	月例確認テスト
応用期テキスト4			
21		6-7	退職給付会計に係る調整
		13-2	過少資本税制
		13-3	タックス・ヘイブン税制
22		20-1	企業組織再編成の概要
23		20-2	合併・分割・現物出資①
24		20-2	合併・分割・現物出資②
		20-3	株式交換・株式移転
		21-1	グループ法人税制①
25		21-1	グループ法人税制②
		22-1	連結納税制度①
26		22-1	連結納税制度②
		応用期第4回	月例確認テスト

基礎期テキスト 1 の学習内容

回数		内 容	ページ	理 論	個別計算	総合計算
第 1 回	1-1	法人税の概要	4	-	1~5	-
	1-2	各事業年度の所得の金額	13			
第 2 回	1-3	法人税額の計算	22	8	6~16	-
	6-4	交際費等の損金不算入額①	28			
第 3 回	6-2	寄附金の損金不算入額①	40	34	17~22	-
第 4 回	4-3	減価償却①	58	24	23~32	-
第 5 回	2-1	受取配当等の益金不算入額①	84	1	33~40	-
	1-4	留保と社外流出	102			
第 6 回	6-3	租税公課①	112	-	41~50	-
第 7 回	4-3	減価償却②	142	78	51~61	62~63
	16-1	所得税額控除	152			
/	基礎期 第 1 回	月例確認テスト	-	-	-	-

※ 理論と理論解説は、このテキストの最後に載っています。

第1回 講義	1-1 法人税の概要
	1-2 各事業年度の所得の金額

第1章 法人税の概要

【この章で学ぶこと】

- 1-1 法人税の概要
- 1-2 各事業年度の所得の金額
- 1-3 法人税額の計算
- 1-4 留保と社外流出

1—1 法人税の概要

学習項目

1. 法人税とは？
2. 法人税の納税義務者と課税所得等の範囲
3. 法人税額の計算の基本と税率

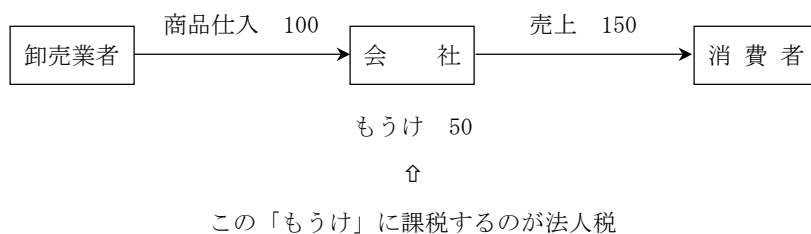
1 法人税とは？

1. 概要

法人税の「法人」とは、主として会社のことであり、法人は、例えば小売業を営む会社であれば、物を仕入れ、それを売って利益を生み出す。

この会社が獲得した利益（もうけ＝所得）に対して国が課する税金が法人税である。従って、法人税の課税標準（税額を算定する際の基礎となる金額）は、法人の所得の金額（各事業年度の所得の金額）としている。

図解



2. 法人税の法体系

国民は法律の根拠に基づいて納税義務を負担する。よって、税金の賦課・徴収は必ず法律の根拠に基づかなければならない。法人税の課税所得は、基本的に次のような法令によって確定されている。

(1) 法人税法

法人税に関する重要事項（納税義務者、課税所得等の範囲、税額の計算方法、申告等の手続その他）を定めている。

(2) 法人税法施行令

法人税法の規定を執行するために内閣が制定する命令（政令）である。法人税法の下位に属する。

(3) 法人税法施行規則

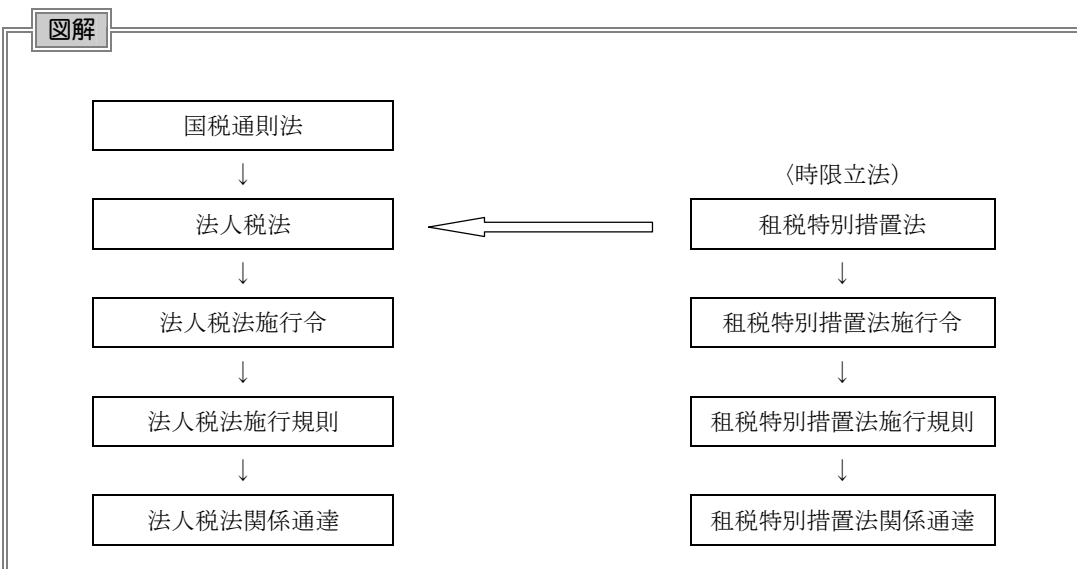
法人税法及び施行令の規定を執行するために財務大臣が制定する命令（省令）である。法人税法施行令の下位に属する。

(4) 法人税法関係通達

法律ではないが、国税庁長官が法令の解釈等として国税局・税務署に対して発令する命令である。

(5) 租税特別措置法

経済政策、社会政策等のために法人税の減免・延期の特例を定めた法律である。時限立法の形式をとっている。なお、法人税法と租税特別措置法だと時限立法たる租税特別措置法が優先される。



Advice !

税金の賦課・徴収は必ず法律の根拠に基づかなければならないことを租税法律主義という。

3. 法人税法及び租税特別措置法の体系の概略

<法人税法>

第一編 総則

第一章 通則

第二章 納税義務者

第二章の二 連結納税義務者

第二章の三 法人課税信託

第三章 課税所得等の範囲等

第四章 所得の帰属に関する通則

第五章 事業年度等

第六章 納税地

第二編 内国法人の法人税

第一章 各事業年度の所得に対する法人税

第一章の二 各連結事業年度の連結所得に対する法人税

第二章 退職年金等積立金に対する法人税

第三章 青色申告

第四章 更正及び決定

第三編 外国法人の法人税

第一章 国内源泉所得

第二章 各事業年度の所得に対する法人税

第三章 退職年金等積立金に対する法人税

第四章 青色申告

第五章 更正及び決定

第四編 雑則

第五編 罰則

<租税特別措置法>

第一章 総則

第二章 所得税法の特例

第三章 法人税法の特例

第四章 相続税法の特例

(以下 省略)

※ 上記のうち太字部分が特に計算において重要となる部分

4. 法人税の種類

法人税は、退職年金等積立金に対する法人税を除き、法人の所得（もうけ）に対し課税される税金である。なお、法人税法は、所得等の種類によって次の3つの異なった法人税を課する旨を定めている。

(1) 各事業年度の所得に対する法人税 → 試験上計算することとなる法人税

法人の各事業年度の利益を基礎として、税法の規定による増減を加味して計算される法人税。

(2) 各連結事業年度の連結所得に対する法人税

(1)をベースに、法人グループ全体に課される法人税。

(3) 退職年金等積立金に対する法人税

退職年金業務等を行う内国法人（保険会社や信託銀行など）が有する退職年金等積立金に課される法人税。なお、平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度については適用停止となっている。



Advice !

法人税というと、通常は、最も一般的である各事業年度の所得に対する法人税を意味する。

なお、(2)については後日学習する。

2 法人税の納税義務者と課税所得等の範囲

1. 概要

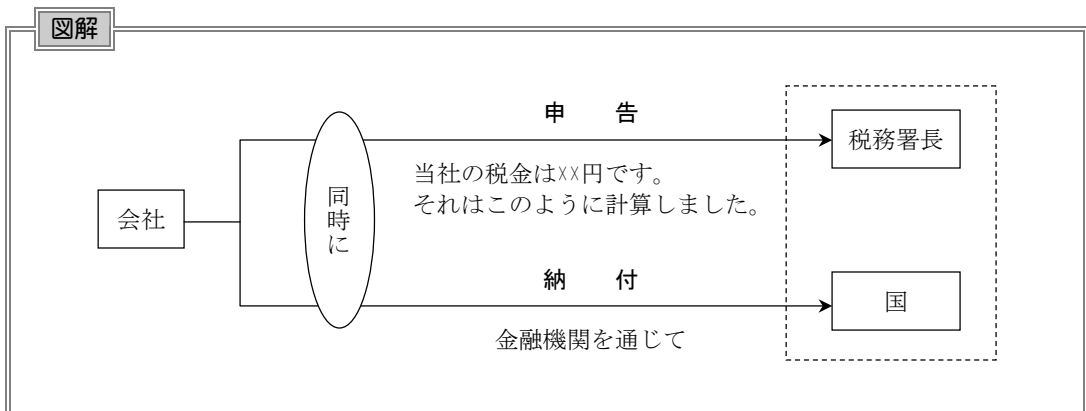
会社が獲得したもうけに対して法人税がかかることは説明した。では、その税金の額は誰が計算するのだろうか？

実はその会社の法人税がいくらであるかを計算するのは、その会社自身である。となると、「自分で計算できるのなら、いくらでもごまかしがきくじゃないか！」と考えることもできるが、後で必ず判明して、制裁金を課されることになるので、正確に計算しなければならない。

間違えた場合でも決して許されることはないので、会社に損害を与えないためにも正確で幅広い法人税の知識を身につける必要がある。

会社は、自ら法人税の額を計算し「当社の法人税額はXXX円です。それはこのようにして計算しました。」と税務署長に申告し、同時にその金額を金融機関を通じて国に納付することになる。法人税のように、税金の額を自らが計算し、自らが申告して納める形式を申告納税方式という。

このことを図にすると次のようになる。



ここでは、誰が（納税義務者）、どのような範囲の所得（課税所得等の範囲）に対して法人税を計算することになるのかを学習する。

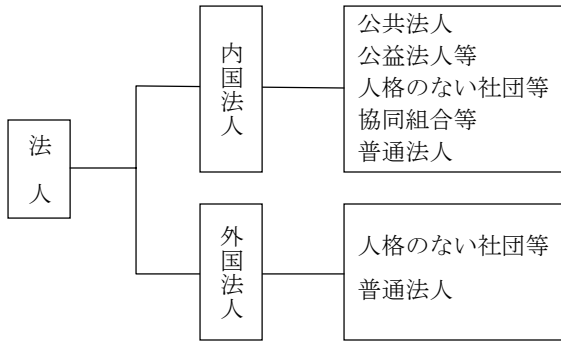


参考

税額の確定手続は、申告納税方式と賦課課税方式があり、賦課課税方式には固定資産税などがある。

2. 法人の種類

法人税では、法人の種類を次のように区分している。



※ (1) 内国法人 …… 国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。

(2) 外国法人 …… 内国法人以外の法人をいう。



Advice!

100%外国資本による会社であっても、国内に本店がある会社は内国法人である。

3. 納税義務と課税所得等の範囲

(1) 内国法人（法4①②、5、7、8）

法人の種類	納税義務の有無	課税所得等の範囲
公共法人	なし	—
公益法人等	収益事業を行う場合、 法人課税信託の引受け を行う場合又は退職年 金業務等を行う場合に 限りあり	収益事業に係る各事業年度の所得 ⇒ 各事業年度の所得に対する法人税
人格のない社団等		各事業年度の退職年金等積立金 ⇒ 退職年金等積立金に対する法人税
協同組合等	あり	各事業年度の所得 ⇒ 各事業年度の所得に対する法人税
普通法人		各事業年度の退職年金等積立金 ⇒ 退職年金等積立金に対する法人税



Advice!

重要なのは、内国普通法人である。

(2) 外国法人（法4③、9）

法人の種類	納税義務の有無	課税所得等の範囲
人格のない社団等	国内源泉所得で収益事業から生ずるものを有するとき、法人課税信託の引受けを行うとき又は退職年金業務等を行うときに限りあり	収益事業に係る各事業年度の所得 ⇒ 各事業年度の所得に対する法人税 各事業年度の退職年金等積立金 ⇒ 退職年金等積立金に対する法人税
普通法人	国内源泉所得を有するとき、法人課税信託の引受けを行うとき又は退職年金業務等を行うときに限りあり	各事業年度の所得 ⇒ 各事業年度の所得に対する法人税 各事業年度の退職年金等積立金 ⇒ 退職年金等積立金に対する法人税

- ※1 平成26年3月31日までに開始する各事業年度の退職年金等積立金については、課税停止（措法68の4）。
- ※2 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等ごとに、それぞれ別の者とみなして、法人税法の規定が適用される。
- ※3 国内源泉所得 …… 国内において事業を営み、国内において発生した所得をいう。
- ※4 上記(1)(2)の他、個人が法人課税信託の引受けを行うときは、その個人は法人税を納める義務がある（法4④）。

用語解説

【公共法人】

公共の事業を行うことを目的とした法人

⇒ 納税義務はない

具体例：地方公共団体、日本放送協会（NHK）、日本中央競馬会等

【公益法人等】

基本的に公共の利益を目的とし、かつ、営利を目的としない法人

⇒ 基本的に公共性が大きいため納税義務はない。ただし、収益事業を営む場合には納税義務あり。

具体例：日本赤十字社、商工会議所、学校法人、税理士会等

【人格のない社団等】

法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの

⇒ 法人税法上は法人とみなして、収益事業を営む場合のみ、納税義務がある。

具体例：PTA、町内会、学会等

【協同組合等】

相互扶助の理念に基づいて共同して事業を行うために存する法人。営利を目的とするが、普通法人ほど積極的に営利を目的とするものではないもの

⇒ すべて納税義務あり

具体例：農業協同組合、漁業協同組合、信用金庫等

【普通法人】

営利活動を行う法人

⇒ すべて納税義務あり

具体例：株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、医療法人等

【法人課税信託】

信託とは、委託者が、財産を受託者に委託して、その管理及び処分を依頼することをいう。法人税法上、信託はその形態によって課税方法（課税される者）が異なり、このうち、受託者に対して法人税が課税される信託を法人課税信託という。

なお、詳細については後日学習する。

3 法人税額の計算の基本と税率

1. 概要

法人税は、会社のもうけに対して課される税金であるから、法人税の額は、税務上の会社のもうけ（課税標準である所得金額）をベースに計算する。具体的な算式は次のようになる。

$$\text{法人税額} = \text{課税標準である所得金額} \times \text{税率}$$

2. 税率

- (1) 各事業年度の所得に対する法人税 …………… 25.5%

（ただし、期末資本金の額が1億円以下である法人の所得金額のうち、年800万円以下の部分の金額については15%とする。）

- (2) 退職年金等積立金に対する法人税 …………… 1%

（現在課税停止）

1—2 各事業年度の所得の金額

学習項目

1. 各事業年度の所得の金額
2. 当期純利益と所得金額との関係
3. 本試験での別表四

1 各事業年度の所得の金額

1. 概要

簿記の学習では当期純利益を算出してきた。この当期純利益は会計学という立場に立って算出される「もうけ」である。

この「会計学上のもうけ」もこれから法人税法で学ぶ「税法上のもうけ（課税標準である所得金額）」も「もうけ」であることに変わりはないため、大差はない。しかし、これらをとらえる視点・立場が異なるため、若干の違いが生じているので注意が必要となる。

2. 会計学上のもうけ

会計学上のもうけは、企業の財政状態及び経営成績を正しく把握し、株主等に対しては配当可能財源を示し、会社債権者に対しては企業の現状を明らかにする観点から一会計期間における収益の額から費用の額を控除し、当期純利益として算出される。

$$\text{当期純利益} = \text{収益の額} - \text{費用の額}$$

3. 税法上のもうけ

税法上の「もうけ」である各事業年度の所得の金額は、税金の確保、課税の公平、各種政策の実現等の観点から、一事業年度の益金の額からその事業年度の損金の額を控除した金額として算出される。

$$\text{所得金額} = \text{益金の額} - \text{損金の額}$$

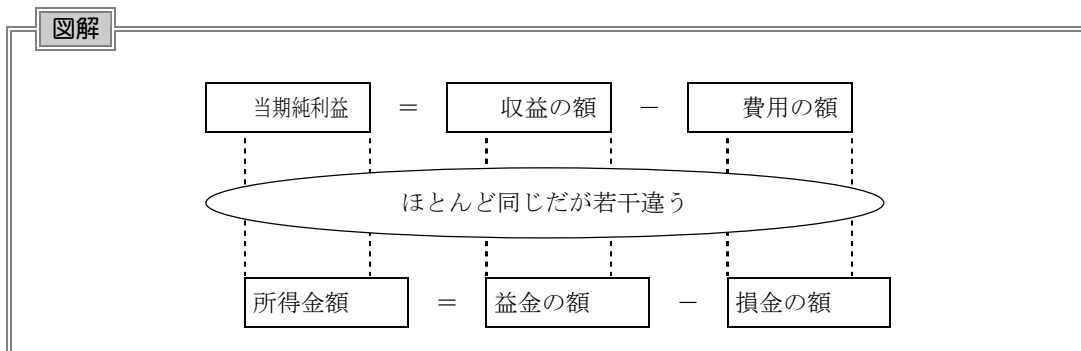
\uparrow \uparrow
 税法上の収益の額 税法上の費用の額

税法上の収益の額を**益金の額**、税法上の費用の額を**損金の額**という。

2 当期純利益と所得金額との関係

1. 当期純利益と所得金額との関係

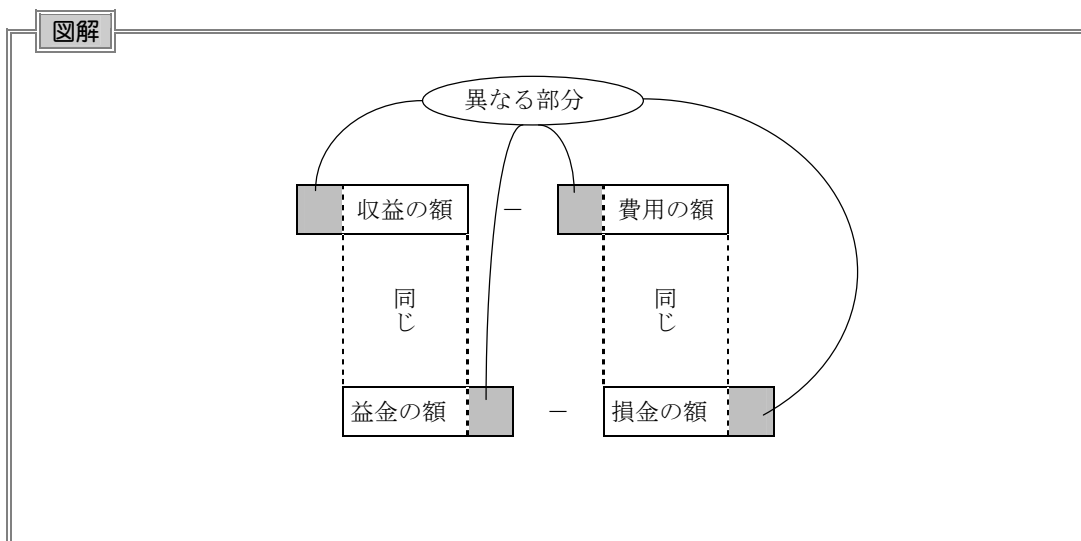
もう一度当期純利益と所得金額の算式を並べてみると次の図解のようになる。



収益の額と益金の額はほとんど同じであり、費用の額と損金の額も同様である。このため、当期純利益と所得金額もほとんど同じということになる。

しかしながら、収益の額と益金の額、費用の額と損金の額で異なる部分が2つずつ、計4つある。

法人税法では、益金の額から損金の額を控除して所得金額を求めるとされているが、実際の計算では、これら4つの部分をP/Lの当期純利益に足したり引いたりして、税法上のもうけである所得金額を求めることになる。



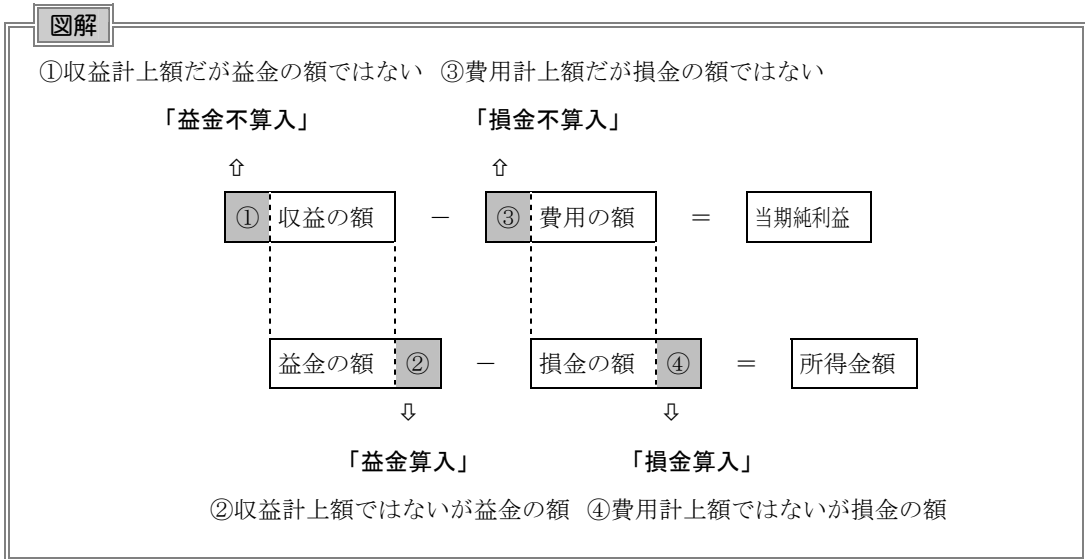
P/Lの当期純利益 ± 4つの異なる部分 = 法人税の所得金額

2. 4つの異なる部分の税務調整

それではこれらの異なる4つの部分について、(1)それぞれの名称、(2)所得金額を計算する際にP/Lの当期純利益に足すのか引くのか、を順番に考えてみる。

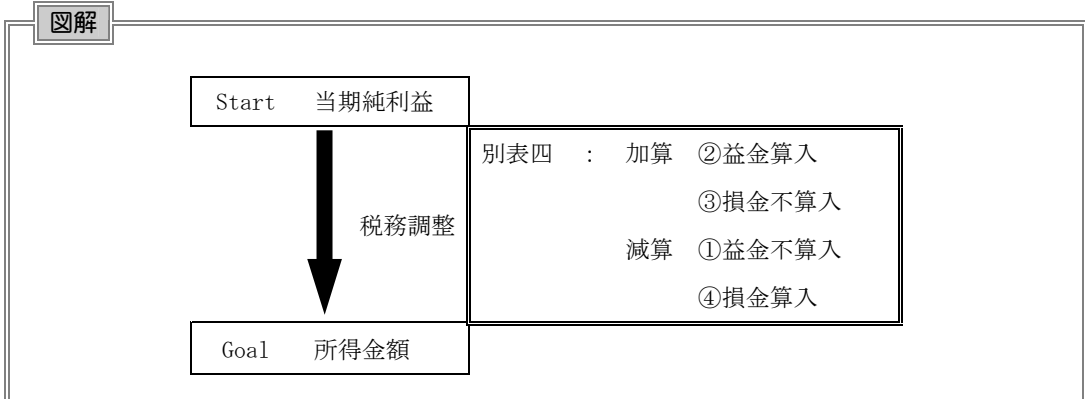
まずは、益金不算入、益金算入、損金不算入、損金算入という言葉覚えよう。

(1) 4つの異なる部分の名称



(2) 所得金額の計算方法 → 当期純利益から導き出す

別表四という税務書類に記入していくことによって当期純利益から所得金額を算定する。



(3) 当期純利益に対する調整

異なる 4つの部分	会社上	税務上	当期純利益への調整
①益金不算入	収益計上額	益金の額ではない	マイナス
②益金算入	収益計上額ではない	益金の額	プラス
③損金不算入	費用計上額	損金の額ではない	プラス
④損金算入	費用計上額ではない	損金の額	マイナス

3. 所得金額の計算方法のまとめ

当期純利益		1,000
加算	益金算入	50
	損金不算入	300
減算	益金不算入	100
	損金算入	150
所得金額		1,100

※ この所得金額を計算する書類を「別表四」と言う。

3 本試験での別表四

本試験の計算問題において必ず出題される別表四は次のようになっている。この別表四において所得金額の計算を行う。

(単位：円)

区 分		金 額	計 算 過 程
当 期 純 利 益		Ⓐ 50,000	
加 算	損金計上法人税	18,000	
	損金計上住民税	3,700	
	損金計上住民税利子割	130	
	損金計上納税充当金	39,000	
	損金計上附帯税等	70	
	損金計上過怠税	30	
	損金計上罰金等	50	
	減価償却超過額	240	
	交際費等の損金不算入額	600	
	役員給与損金不算入額	450	
	一括評価金銭債権貸倒引当金繰入超過額	170	
小 計		Ⓑ 62,440	
減 算	減価償却超過額認容	180	
	納税充当金から支出した事業税等の額	6,600	
	受取配当等の益金不算入額	3,000	
	収用等の特別控除額	20,000	
	一括評価金銭債権貸倒引当金繰入超過額認容	110	
小 計		Ⓒ 29,890	
仮 計		Ⓓ 82,550	←Ⓐ+Ⓑ-Ⓒ
寄附金の損金不算入額		140	} Ⓓ に加算する
法人税額から控除される所得税額		1,115	
税額控除の対象となる外国法人税の額等		950	
合計・総計・差引計		84,755	← 当分の間、 同じと考える
所 得 金 額		84,755	

第2回 講義	1-3 法人税額の計算
	6-4 交際費等の損金不算入額①

第1章 法人税の概要

【この章で学ぶこと】

- 1-1 法人税の概要
- 1-2 各事業年度の所得の金額
- 1-3 法人税額の計算
- 1-4 留保と社外流出

1—3 法人税額の計算

学習項目

1. 概要
2. 法人税率
3. 本試験での別表一（一）

1 概要

1. 概要

法人税額は、次の算式で計算されることを学習した。

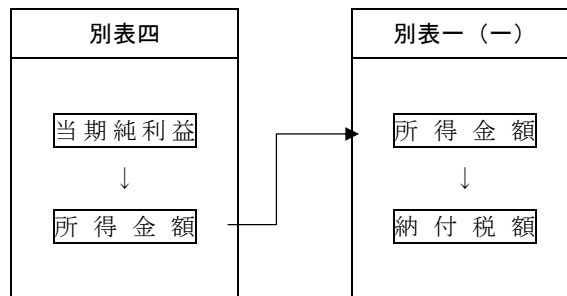
$$\boxed{\text{法人税額}} = \boxed{\text{所得金額}} \times \boxed{\text{税率}}$$

このうち、所得金額は別表四で計算され、その所得金額をもとに法人税額を計算する書類を別表一（一）という。今回は別表一（一）の基礎を学習する。

2. 別表一（一）と別表四の関係

会計上の当期純利益をベースとして、別表四により当期における課税標準である所得金額を計算する。別表四で算出した所得金額をもとに、別表一（一）により当期における納付税額を計算する。

図解：別表四と別表一（一）の関係



2 法人税率

1. 大法人の場合

期末資本金の額が1億円を超える法人（大法人）の場合には、各事業年度の所得に対する法人税の額は、各事業年度の所得の金額に25.5%の税率を乗じて計算した金額とする。

25.5%

※ 期末資本金の額が1億円を超える法人 → 「大法人」という。

図解

$$\text{所得金額} \times 25.5\% = \text{法人税額}$$

(1) 所得金額が10,000,000円の場合

$$10,000,000 \text{円} \times 25.5\% = 2,550,000 \text{円}$$

(2) 所得金額が7,000,000円の場合

$$7,000,000 \text{円} \times 25.5\% = 1,785,000 \text{円}$$

2. 中小法人の場合

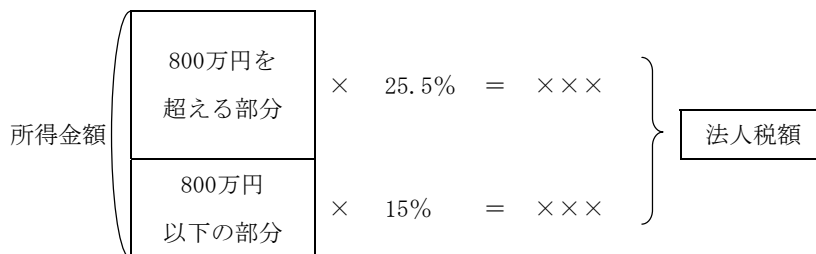
期末資本金の額が1億円以下の法人（中小法人）の場合には、各事業年度の所得に対する法人税の額は、次の所得の金額の区分に応じそれぞれの税率を乗じて計算した金額の合計額とする。

年 800 万円以下の金額 …… 15%

年 800 万円超の金額 …… 25.5%

※ 期末資本金の額が1億円以下の法人 → 「中小法人」という。

図解



(1) 所得金額が10,000,000円の場合

$$8,000,000 \text{ 円} \times 15\% + 2,000,000 \text{ 円} \times 25.5\% = 1,710,000 \text{ 円}$$

(2) 所得金額が7,000,000円の場合

$$7,000,000 \text{ 円} \times 15\% = 1,050,000 \text{ 円}$$

3 本試験での別表一（一）

1. 大法人の場合

(単位：円)

区 分		税 率	金 額	計 算 過 程
所得金額		%	①20,000,000	千円未満切捨
法人 税額 の 計 算	①をそのまま転記 ↓ 20,000,000	25.5	5,100,000	
	法人税額		② 5,100,000	
試験研究費の特別控除額			③ 450,000	
差引法人税額			④ 4,650,000	←②－③
課税留保金額			⑤ 7,000,000	
同上に対する税額			⑥ 700,000	
(使途秘匿金課税額)			秘(234,000)	←百円未満切捨・外書きする
法人税額計			⑦ 5,350,000	←④＋⑥ (秘を足さない！)
控除所得税額			⑧ 38,738	
控除外国税額			⑧ 3,330	
差引所得に対する法人税額			⑨ 5,541,900	← { ⑦＋秘－⑧ 百円未満切捨
中間申告分の法人税額			⑩ 3,280,400	
差引確定法人税額			⑪ 2,261,500	←⑨－⑩

2. 中小法人の場合

(単位：円)

区 分		税 率	金 額	計 算 過 程
所得金額		%	①20,000,000	千円未満切捨
法人 税額 の 計算	年800万円以下 (8,000,000)	15	1,200,000	[税率区分] (1) 年800万円以下 $8,000,000 \times \frac{12}{12} = 8,000,000$
	年800万円超 (12,000,000)	25.5	3,060,000	(2) 年800万円超 $20,000,000 - (1) = 12,000,000$
	法人税額		② 4,260,000	
試験研究費の特別控除額			③ 600,000	
エネルギー環境負荷低減 推進設備等の特別控除額			③ 480,000	
差引法人税額			④ 3,180,000	←②-③
(使途秘匿金課税額)			⑤(400,000)	←百円未満切捨・外書きする
法人税額計			⑤ 3,180,000	←④ (⑤を足さない!)
控除所得税額			⑥ 3,738	
控除外国税額			⑥ 3,330	
差引所得に対する法人税額			⑦ 3,572,900	← { ⑤+⑥-⑥ 百円未満切捨
中間申告分の法人税額			⑧ 2,580,400	
差引確定法人税額			⑨ 992,500	←⑦-⑧

第6章 営業経費等

【この章で学ぶこと】

- 6-1 役員の範囲及び給与
- 6-2 寄附金の損金不算入額
- 6-3 租税公課
- 6-4 交際費等の損金不算入額
- 6-5 リース取引
- 6-6 消費税
- 6-7 退職給付会計に係る調整

6—4 交際費等の損金不算入額①

学習項目

1. 概要
2. 損金不算入額の計算
3. 計算方法（期末資本金の額が1億円以下の場合）

1 概要

1. 交際費等とは（措法61の4③）

交際費・接待費・機密費その他の費用で、法人がその得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供給、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいう。

2. 趣旨

交際費等は、一般的に企業間の取引を円滑に推進するために業務上必要とされる経費である。そのため、会計上、交際費等として費用計上される。しかし、交際費等の増加は企業の健全性を阻害し、また、社会的批判を浴びることとなる。そこで、法人の冗費・濫費を抑制し、企業自らの自己資本充実を促進するために、税務上は原則として別段の定めにより全額損金不算入としている。

用語解説

【冗費】

無駄遣いをいう。

3. 損金算入限度額

前述したとおり、交際費等は原則として全額損金不算入である。しかし、中小法人（期末資本金の額1億円以下）については、全額損金不算入とされると企業経営上、過酷であること等一定の配慮から、一定額の損金算入を認めている。

2 損金不算入額の計算

1. 支出交際費等の額

(1) 支出交際費等になるものとならないもの（措法 61 の 4③、措令 37 の 5）

	支出交際費等になるもの	支出交際費等にならないもの
接待行為	得意先・仕入先の従業員等をクラブ・料亭等で接待する際の費用 (1人当たり 5,000 円超のもの)	飲食等の費用で専らその法人の従業員等のためのものでないものであって、その支出金額が1人当たり 5,000 円以下であるものの費用
供応行為	—	会議に関連した茶菓、弁当等の供与費用で通常要する費用
慰安行為	得意先・仕入先の従業員等を旅行・観劇等に招待する際の費用	専ら従業員の慰安のための運動会、演芸会、旅行等の費用で通常要する費用
贈答行為	得意先・仕入先に対する中元・歳暮等の贈答費用	カレンダー・手帳・手ぬぐい等の贈答費用で通常要する費用

※ 支出交際費等の額には、いわゆる接待費等に付随する費用の額も含まれる。(例：接待の帰りのタクシー代等)



Advice !

交際費等になるかならないかは、会計上の科目に関係なく実質的な内容で判断する。

(2) 支出の相手方（措通 61 の 4(1)–22）

交際費等の支出の相手方については、得意先や仕入先のように直接事業に関係のある社外の者だけでなく、役員、使用人等の社内の者や株主等、間接にその法人の利害に関係のある者も含まれる。



Advice !

支出の相手方としては、まず、得意先・仕入先をしっかりと押えよう。

(3) 支出交際費等にならないもののまとめ

区 分	内 容
① 福利厚生費	専ら従業員の慰安のための運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用
② 広告宣伝費	カレンダー、手帳、扇子、うちわ、手ぬぐいその他これらに類する物品を贈与するために通常要する費用
③ 会議費	会議に関連して、茶菓、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用
④ 取材費	新聞、雑誌等の出版物又は放送番組を編集するために行われる座談会その他記事の収集のために、又は放送のための取材に通常要する費用
⑤ 得意先等に対する少額飲食接待費用	<p>飲食その他これに類する行為のために要する費用（専らその法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除く。）であって、その支出する金額が1人当たり5,000円以下である場合のその費用</p> <p><算式></p> $\frac{\text{飲食等のために要する費用として支出する金額}}{\text{飲食等に参加した者の数}} = 1 \text{人当たりの金額}$

2. 損金不算入額（措法 61 の 4 ①）

(1) 期末資本金の額が 1 億円以下の場合

期末資本金の額が 1 億円以下の場合には、その事業年度の①10%基準額と②超過基準額の合計額は、損金の額に算入しない。

$$\text{損金不算入額} = \text{①10\%基準額} + \text{②超過基準額}$$

① 10%基準額

その交際費等の額のうち「年 600 万円（定額控除限度額）に達するまでの金額×10%」で算出する。具体的には、次のように計算する。

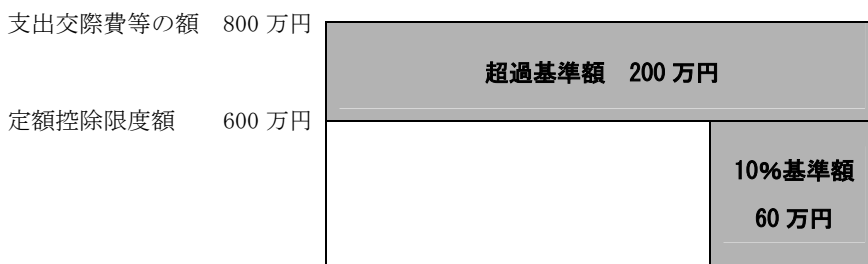
$$\text{支出交際費等の額と定額控除限度額のいずれか小さい金額} \times 10\%$$

② 超過基準額

その交際費等の額が定額控除限度額を超える場合におけるその超える部分の金額

図解

支出交際費等の額が 800 万円の場合



10%基準額 支出交際費等の額 800 万円 > 定額控除限度額 600 万円

$$600 \text{ 万円} \times 10\% = 60 \text{ 万円}$$

超過基準額 800 万円 - 600 万円 = 200 万円

損金不算入額 60 万円 + 200 万円 = 260 万円 (部分の金額)

(2) 期末資本金の額が 1 億円超の場合

期末資本金の額が 1 億円超の場合には、支出交際費等の額の全額が損金不算入となる。

3 計算方法（期末資本金の額が1億円以下の場合）

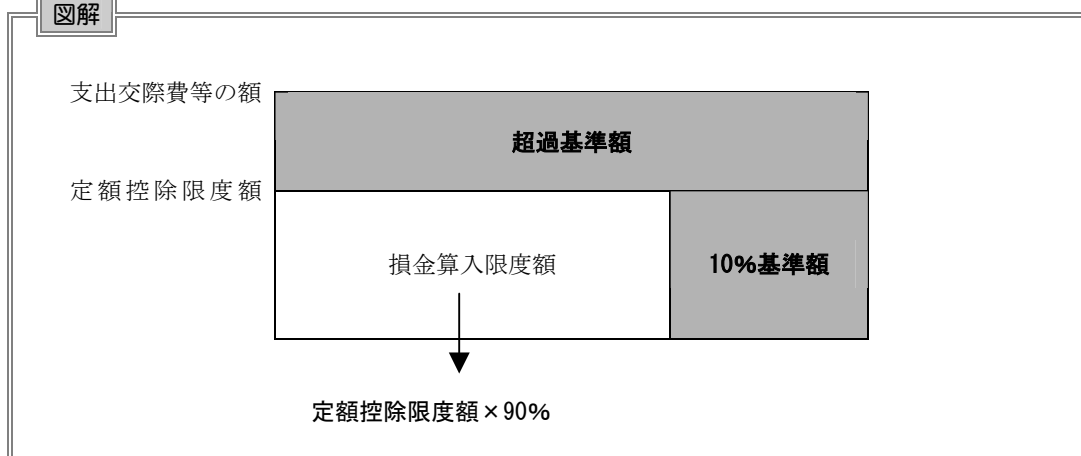
前述したとおり、期末資本金の額が1億円以下の場合の損金不算入額は、10%基準額と超過基準額の合計額であるが、実際の計算上は、支出交際費等の額から損金算入限度額を控除することにより計算する。

1. 損金算入限度額の計算

(1) 支出交際費等の額 > 定額控除限度額の場合

$$\text{損金算入限度額} = \text{定額控除限度額} \times 90\%$$

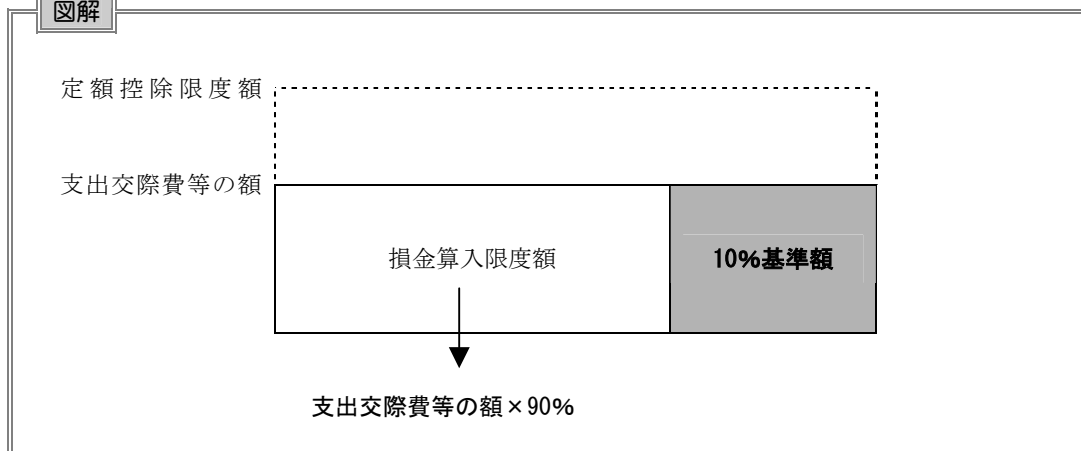
図解



(2) 支出交際費等の額 ≤ 定額控除限度額の場合

$$\text{損金算入限度額} = \text{支出交際費等の額} \times 90\%$$

図解



2. 損金不算入額の計算

$$\text{支出交際費等の額} - \text{損金算入限度額} = \text{損金不算入額}$$

計算FORM ～期末資本金の額が1億円以下の法人～

[交際費等の損金不算入額]

- (1) 支出交際費等の額
- (2) 定額控除限度額

$$6,000,000 \times \frac{12}{12} = 6,000,000$$

- (3) 損金算入限度額
 - ① (1)と(2)のいずれか小さい金額
 - ② ①×90%

- (4) 損金不算入額

$$(1)-(3) = \times \times \times \rightarrow \text{「交際費等の損金不算入額 (別表四 加・社)」}$$

計算FORM ～期末資本金の額が1億円超の法人～

[交際費等の損金不算入額]

- (1) 支出交際費等の額
- (2) 定額控除限度額

0

- (3) 損金算入限度額

0

- (4) 損金不算入額

$$(1)-(3) = \times \times \times \rightarrow \text{「交際費等の損金不算入額 (別表四 加・社)」}$$

【例題】

接待のために要した費用の額が7,100,000円（うち100,000円は得意先に対する飲食接待のために要した金額であり、その参加人数は20人である。）である場合の交際費等の損金不算入額を次の法人ごとに求めなさい。

- 〔1〕 期末資本金の額 1億円の法人
 〔2〕 期末資本金の額 1億5,000万円の法人

なお、〔1〕、〔2〕の法人とも、当期は平成25年4月1日～平成26年3月31日とする。

《解答》

- 〔1〕 期末資本金の額1億円の法人

[交際費等の損金不算入額]

- (1) 支出交際費等の額

$$7,100,000 \text{円} - 100,000 \text{円} * = 7,000,000 \text{円}$$

$$* \frac{100,000 \text{円}}{20 \text{人}} = 5,000 \text{円} \leq 5,000 \text{円} \quad \therefore \text{支出交際費等の額に含めない。}$$

- (2) 定額控除限度額

$$6,000,000 \text{円} \times \frac{12}{12} = 6,000,000 \text{円}$$

- (3) 損金算入限度額

① (1) > (2) $\therefore 6,000,000 \text{円}$

② ① $\times 90\% = 5,400,000 \text{円}$

- (4) 損金不算入額

$$(1) - (3) = 1,600,000 \text{円} \rightarrow \text{「交際費等の損金不算入額（別表四 加・社）」}$$



Advice!

損金算入限度額の計算の(3)①の算式は、支出交際費等の額と定額控除限度額のうちいずれか小さい方の金額を採る算式である。

〔2〕 期末資本金の額 1 億 5,000 万円の法人

[交際費等の損金不算入額]

(1) 支出交際費等の額

7,100,000 円－100,000 円*＝7,000,000 円

* $\frac{100,000\text{円}}{20\text{人}}=5,000\text{円}\leq 5,000\text{円}$ ∴ 支出交際費等の額に含めない。

(2) 定額控除限度額

0 円

(3) 損金算入限度額

0 円

(4) 損金不算入額

(1)－(3)＝7,000,000 円 → 「交際費等の損金不算入額 (別表四 加・社)」